

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立泉川中学校

はじめに

いじめは、命や人権に関わる問題であり、絶対に許されることではない。また、どの生徒にも、起こりうるものである。そこで、改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に取り組むことが学校に強く求められている。

こうした中、平成25年9月に施行された『いじめ防止対策基本法』を受け、これまでの本校のいじめに関する対応を見直し、いじめの早期発見の手立てや、いじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な考えを加えた。さらに「いじめの防止等のための基本方針」（平成29年3月14日改定）を受け、「学校いじめ防止基本方針」をここに作成した。

1 いじめの防止等のための対策の基本的方針

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念 いじめの防止等のための対策の基本的方針(H25.10.11 文部科学大臣決定)

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう努めなければならない。いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止 (いじめ防止対策推進法第4条)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

* けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの防止等のための対策の基本的方針(H25.10.11 文部科学大臣決定)

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

- ア 望ましい人間関係を築き、互いのよさを認め合う学級づくりに努める。積極的に、いじめ問題について考え、話し合う機会を設ける。
- イ Q-U 検査やアンケート、生活ノート（ささやき）などを活用して、適切な生徒理解に努める。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 全教育活動を通じた人権教育を年間指導計画に基づき実施し、人権尊重の精神を養う。
- イ いじめは、「基本的な人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒たちに理解させる。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

「自他の生命の尊さ」を認識させる指導を徹底するとともに、全ての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動を充実の充実を図る。

(4) 分かる授業づくり

教師一人一人が分かりやすい授業づくりを心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

(5) 特別活動の充実

ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを活用して、コミュニケーション能力の育成を図る。

(6) 生徒会活動の充実

- ア 生徒の自主的な活動による委員会活動を充実させ、人権集会等を開催し、人権意識を高め、いじめを許さない生徒を育てる。
- イ 全校でボランティア活動に取り組み、社会に貢献する活動を通して、自尊感情を育む。

(7) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、情報収集に努め、関係機関とも連携を図り、生徒及び家庭への指導に当たる。

(8) 発達障がい等への共通理解

アスペルガー症候群、ADHDなど発達障がいのある生徒に対するからかい等のいじめへの発展を防止するため、特性の理解や具体的な関わり方の教職員研修を行い、共通

認識の下、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

(9) 相談体制の整備

定期的な教育相談及びチャンス相談を実施し、スクールカウンセラーとも連携を図りながら、相談活動を充実させる。相談窓口は、学級担任、学年主任、養護教諭など相談しやすい教職員が窓口になることを保護者に周知する。

(10) 校内研修の充実

Q-U検査の活用やカウンセリングについての校内研修を実施し、全教職員が科学的な認識に基づいて、いじめの未然防止に取り組めるようにする。

(11) 保護者や地域の人への啓発

ア 入学時や年度初め、授業参観、懇談会、ホームページ、学校便りなどで学校のいじめの防止対策について周知し、協力を依頼する。

イ インターネットを使用する際のルールやモラルについて研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て）

(1) いじめの態様

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる。」ことを心掛ける。

【分類】 《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる・・・《脅迫、名誉毀損、侮辱》
イ	仲間はずし、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする・・・《暴行》
エ	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする・・・《暴行、傷害》
オ	金品をたかられる・・・《恐喝》
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・《窃盗、器物破損》
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・《強要、強制わいせつ》
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・《名誉毀損、侮辱》

(2) 指導体制の確立

毎週実施する生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。また、欠席した生徒に対する教職員の対応については共通化を図って取り組む。

(3) 早期発見のための手立て

生活ノート（ささやき）の活用によって、学級担任と生徒・保護者と日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。また、気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) アンケート等調査の工夫

絆アンケート等を毎月実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。また、友達の良いところを見付け、自他の尊重にも役立てる。

(5) 相談活動の充実

定期的に教育相談日を設けて、全生徒を対象に教育相談を実施する。日常生活の中で教職員の声掛け等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を作る。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット上で発信

される情報の特性を踏まえて、生徒及び保護者が、インターネット上で行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、外部講師等を招いてインターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を実施する。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 被害生徒等の保護

いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒を保護し、安全・安心を確保することを最優先する。

(2) 事実確認・情報共有

ア いじめ問題を発見した時や保護者や生徒からいじめに係る相談を受けたときは、当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを迅速に行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。

イ 関係教職員と情報を共有し、いじめの原因や状況などについて正確に把握し、「いじめ防止対策委員会」に報告する。

ウ 確認段階から被害生徒に寄り添った対応を行う。

(3) 組織「いじめ対策防止委員会」での対応

「いじめ対策防止委員会」で今後の対応について協議し、的確な役割分担、チーム編成をしていじめ問題の解決に当たる。

(4) 被害生徒・保護者に対する説明、支援

ア 被害生徒の保護に努め、安全・安心を確保しながら心配や不安を取り除く。3か月間を目安に心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態か、心身の苦痛を感じていないかを継続的に見守る。

イ 家庭との連携を密にし、学校の取組について丁寧に説明し、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、今後の指導に生かす。

ウ 被害生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を密にして指導に当たる。

(5) 加害生徒への指導及び保護者への支援

ア 加害生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」ことを深く理解させる。

イ 事実関係を保護者に迅速に連絡し、学校の取組について説明をし、協力を求める。

(6) 安全措置

ア 安易にいじめが解決したと判断せず、慎重に観察しながら完全な解決を図る。

イ 被害生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(7) 懲戒・出席停止

いじめ問題の状況に応じて、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察等の関係機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加えることも検討する。

(8) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

(9) その他

随時、教育委員会への報告、連絡、相談を密に行う。

5 いじめの防止等の対策ための組織の設置

- (1) 名称 「いじめ防止等対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該教科等担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
※ 必要に応じて外部専門家等を加える。
- (3) 活動内容
 - ア 未然防止に向けた取組
 - イ 早期発見・早期対応の取組
 - ウ 指導体制の確立
 - エ 対応の方針決定
 - オ 年間取組計画の策定と見直し
 - カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは（いじめ防止対策法第28条第1項）
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- (2) 調査組織「いじめ問題調査委員会」を開く
 - ア 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該教科等担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校評議員、教育委員会担当者
※必要に応じて外部専門家を加える。
 - イ 対応・報告
まず、被害生徒の保護、安全確保に努める。それと同時に、速やかに新居浜市教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて、専門機関や警察、関係機関等への通報を行い、支援を要請する。
 - ウ 調査
いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - エ 調査結果の報告・提供
調査により明らかになった事実関係について、経過報告をしながら、適切に情報提供もする。ただし個人情報には十分配慮する。アンケート結果等については、被害生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明しておく。
 - オ 事後措置・再発防止
調査結果を新居浜市教育委員会に報告し、必要があれば被害生徒や加害生徒の今後の対応についても協議をする。また、学校評価の項目に次の2点を加え、適切に自校の取組の評価をしていく。
 - (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【平成26年 2月28日作成】
（平成30年 3月31日改定）
（令和4年 4月5日改定）
（令和5年 4月6日改定）
（令和6年 4月3日改定）
（令和7年 4月3日改定）